

議案第 69 号

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「汚染を防止する」を「保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図る」に改める。

第 3 条第 1 号中「^ほ哺乳類」を「哺乳類」に改め、同条第 5 号中「さく」を「柵」に改める。

第 4 条第 1 項中「汚染」を「保全上の支障」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「の保持に努める」を「を保持する」に改め、同項第 3 号中「の場所」を「を行うための環境」に改め、同項第 5 号中「動物が」の次に「逃げ出すことを防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、動物が」を加え、同項中第 9 号を第 11 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 動物に係る感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために

必要な措置を講ずるよう努めること。

- (7) 災害時における動物の適正な飼養又は保管のための準備を行うよう努めるとともに、災害が発生した場合には動物の健康及び安全の保持のために必要な措置を講ずるよう努めること。

第5条第2項中「を飼養又は保管をする場合」を「の飼い主」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項各号に掲げる事項のほか、猫の飼い主は、猫の健康及び安全の保持並びに生活環境の保全のため、屋内での飼養又は保管に努めなければならない。

第10条第4項中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第11条第3項中「えさ」を「餌」に改める。

第12条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(犬、猫等の動物の引取り)」を付し、同条中「第35条第1項又は第2項」を「第35条第1項本文又は第3項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第21条の2第7号に規定する条例で定める場合は、第一種動物取扱業者(法第12条第1項第3号に規定する第一種動物取扱業者をいう。次条第1項において同じ。)から引取りを求められた場合その他の規則で定める場合とする。

第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 市長は、規則で定める動物の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取るものとする。ただし、第一種動物取扱業者から引取りを求められた場合その他の法第7条第4項の規定の趣旨に照らして引取

りを求める相当の事由がないと認められる場合として規則で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前条第2項の規定は、前項本文の規定による引取りについて準用する。

第13条の見出し中「ねこ」を「猫」に、「引渡し」を「譲渡し」に改め、同条第1項中「第35条第1項又は第2項」を「第35条第1項本文又は第3項」に、「ねこ、」を「猫、前条第1項本文の規定により引き取った動物、」に、「、ねこ」を「、猫」に、「引き渡す」を「譲り渡す」に改め、同条第2項中「引渡し」を「規定による譲渡し」に改める。

第14条第1項中「第5条第1項第7号から第9号まで」を「第5条第1項第1号、第3号又は第9号から第11号まで」に改め、「対し、」の次に「動物の健康及び安全を保持し、適正な飼養若しくは保管を行うための環境を確保し、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「汚染」を「保全上の支障」に改める。

第16条第1項中「飼い主の」を「飼い主その他の関係者の」に、「若しくは飼い犬」を「、飼い犬」に改め、「係留場所」の次に「その他関係のある施設若しくは場所」を加える。

第17条第1項中「第24条第1項」の次に「（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第18条（見出しを含む。）中「かわさき犬・ねこ愛護ボランティア」を「かわさき犬・猫愛護ボランティア」に改める。

第19条第1項第1号から第3号までの規定中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同項第8号から第11号までを削り、同項第12号中「ねこ、鶏その他の」を「猫又は第12条の2第1項に規定する」に改め、同号ア中「2,000円」を「4,000円」に改め、同号イ中「400円」を「1,000円」に改め、同号を同項第8号とする。

第20条中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

第22条中「第5条第1項第9号」を「第5条第1項第11号」に改める。

第24条中「第5条第1項第7号又は第8号」を「第5条第1項第9号又は第10号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(川崎市動物愛護センター条例の一部改正)

2 川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「及び猫並びにこれらに類する小動物」を「、猫及び川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（平成12年川崎市条例第21号）第12条の2第1項に規定する規則で定める動物」に改め、同条第4号中「引渡し」を「譲渡し」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い犬又は猫の引取りを拒否することができる場合を定めること、飼い主の遵守事項を追加すること、犬、猫等の動物の引取りに係る手数料を改定すること等のため、この条例を制定するものである。